

議案第 66 号

藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正について

藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 9 月 4 日提出

平成 30 年 9 月 4 日可決

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第 1 条 藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例（昭和 38 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項中「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改め、附則第 15 項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 18 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条」に改める。

第 2 条 藤岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、附則第 14 項中「第 44 項、第 45 項」を「第 43 項、第 44 項」に、「第 48 項」を「第 47 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。